

茅ヶ崎ゴルフ場利活用事業に係る事業者募集の概要

1 募集手続き（募集期間：5月16日（月）～20日（金））

平成28年2月19日（金） 14時 募集要項を記者発表

2 募集要項の概要

(1) 事業の進め方

ア 優先交渉権者の選定

県及び茅ヶ崎協同は、公募した事業計画の提案の内容を審査し、企画力、技術力及び事業遂行能力を最も有する事業者を優先交渉権者（事業者）として選定する。

イ 実施計画の策定

県、茅ヶ崎協同及び市は、事業者と事業実施に係る基本協定を締結する。

事業者は、事業提案の内容を元に、県、茅ヶ崎協同及び市と共同で、関係機関との協議や地元合意に向けた手続きを進め、事業の実施計画を策定する。

ウ 土地の取扱い

県及び茅ヶ崎協同は、原則として、30年間（事業提案により50年間まで設定可能）の定期借地権設定契約を事業者と締結する。ただし、県有地については、敷地の一部を売却可能とする。（用途地域等の都市計画変更を行う場合は変更の告示後。）

(2) 事業提案における主な留意事項

ア 主な必須事項

- ・延焼火災からの避難空間として、約6万人分の広域避難場所を確保する。
（最低60,000㎡以上。）
- ・建物の敷地面積に対する緑化率は、25%以上を確保する。
- ・40,000㎡以上の公園用地を確保する。（既存のゴルフコースの形状も可。）
（公園は、基本的に公共用地として市が管理する。）
- ・災害時の津波からの一時避難場所を確保できる施設を整備する。
（1,000㎡以上。）
- ・国道134号に接続する道路を整備する。（既存の市道の活用を含む。）

イ 加点点評価事項

- ・省エネ、創エネなどの環境やバリアフリーに配慮した施設等の整備
- ・宿泊施設の整備や研究機関等の企業誘致
- ・健康増進施設、医療機関、社会福祉施設等の整備
- ・東京2020オリンピック競技大会やラグビーワールドカップ2019の関連事業の提案

ウ 減点評価事項

- ・ 300 戸以上の住宅の整備
- ・ 売場面積 3,000 m²以上の商業施設の整備

(3) 審査基準

評価区分	評価項目	配点
事業提案 に関する 評価 (A)	事業計画の基本的な考え方	30
	施設等の配置計画	50
	周辺地域への配慮・調和	20
	事業推進体制の確保	20
	小計 (A)	120
価格に関する評価 (B)		30
加点点 事項 (C)	・ 宿泊施設の整備	20
	・ 環境に配慮した施設やバリアフリーに配慮した施設等の整備	30
	・ 研究機関等の企業誘致・健康増進施設、医療機関等の整備	
	・ オリンピックやラグビーワールドカップ関連事業の提案	
合計 ((A) + (B) + (C))		200
減点評価事項(D)		(▲20)

3 公募プロポーザル手続き

平成28年 2 月 19 日(金) 募集要項の配布開始

3 月 30 日(水) 現地見学会の開催

3 月 31 日 日 参考価格の提示

5 月 16 日(月) 応募図書の受付

～ 20 日(金)

6 月下旬 事業者のプレゼンテーション及びヒアリングの実施

7 月 優先交渉権者の決定

8 月 基本協定の締結